

令和4年度 輸出環境整備推進委託事業

(輸出事業者登録推進事業 (中華人民共和国の輸入規制対応支援調査事業))

事業報告書

令和5年3月28日

受託者：一般財団法人新日本検定協会

目 次

1. はじめに.....	3
2. 事業の目的.....	3
3. 事業の実施期間.....	3
4. 事業の概要.....	3
5. 事業の結果.....	7

◆添付資料

添付資料5：作成動画（表紙画像のみ）

1. はじめに

中華人民共和国（以下「中国」という。）にて「輸入食品国外生産企業登録管理規定」（税関総署令第248号）（以下「新規定」という。）が2022年1月1日に施行され、農林水産省において令和4年度輸出環境整備推進委託事業（輸出事業者登録推進事業（中華人民共和国の輸入規制対応支援調査事業））が実施されることとなった。弊協会（一般財団法人新日本検定協会）において本事業を受託したので、本事業の実施結果を報告する。

2. 事業の目的

当該新規定によると、指定品目（新規定第7条に規定された品目。以下同じ。）については生産国の管轄当局において登録を行った上で管轄当局から中国当局へ登録申請し、指定品目以外は企業自ら中国当局へ登録することとされている。昨年度登録された指定品目に係る施設（以下「既登録施設」という。）については、中国当局から2023年6月30日までの追加資料提出が求められており、登録維持のためには対応が必要である。当該追加資料提出の内容には、施設の衛生管理・製品仕様が中国の国家規格へ適合しているかの証明資料等が英文で必要であり、施設にとって対応が難しい内容がある。そのため本事業では既登録施設に対して現地調査・相談対応、検査、英訳の支援等を行い、既登録施設の資料提出を促進することを目的とした。

3. 事業の実施期間

令和4年9月1日～令和5年3月28日

4. 事業の概要

（1）施設における現地調査・相談対応

税関政務サービス手続ガイダンス（000129012000）“輸入食品国外生産企業登録”（以下「ガイダンス」という。）附件4「海外製造企業の登録条件及び対照チェックポイント」で要求されている衛生管理及び衛生管理文書について、既登録施設においてどのように作成等行えば良いか、各施設へ調査・相談のための人材を派遣し、助言を実施した。

対象となる94施設のうち、申込期間（令和4年9月16日～令和4年12月23日）に申し込みのあった施設に対し、現地コンサルティング及びオンラインコンサルティング（オンライン実施を希望する施設のみ）を実施した。期間は令和4年10月21日から令和5年2月10日までで、合計39施設に対し実施した。

また、コンサルティング実施後も、引き続きサポートを希望する施設に対し、電話、メール、オンラインによるアフターフォローを、eMAFFによる変更承認申請が提出できるまで継続して実施した。

ガイダンス附件4要求事項で求められる衛生管理及び衛生管理文書として一般従事者及び管理者に対する中国食品安全法規に関する教育訓練がある。当該要求事項に対する相談の一環として複数施設の要望に応えるため、事業担当課と相談の上、一般従事者向け研修会をオンラインで開催した。合計1月16日、18日、1月23日の3回開催し、延べ申込施設数は48（複数日程申込による重

複及び現地コンサルティング時に同時開催も含む)であった。また、管理者向け研修会については、管理者が理解すべき内容が製品の品目毎、施設毎に異なることから、要望する施設毎に個別にオンラインにて開催することとし、1月26日から2月17日までの間で合計32の施設に対して実施した。

(現地コンサルの実施状況)

多くの施設では、貿易・海外部門、品質管理部門などの申請担当者を中心に、工場長、品質管理担当、製造担当、業務担当(原料購買、製品出荷、廃棄物処理などを担当)する複数名で対応いただいた。所要時間は10:00~12:00、昼休憩をはさみ13:00~15:00ごろまでの実施で3時間~5時間程度となった。最長でも16:30には終了した。工場内ウォークスルーについては実施を希望しない施設については実施せず、書面や画像、動画などで説明を受けるだけにとどめた。

4施設に対しては希望によりオンラインのみでのコンサルティングを実施した。所要時間は2時間程度と短く済んだが、十分な意見交換はできず、担当者の内容理解はあまり深まらなかった印象であった。コンサルティング実施後に継続して電話、メール、Web会議などでアフターフォローを続け、さらに理解度を高めるという追加対応が必要であった。

複数の施設登録をしている企業では、事業者の希望により本社で一括、もしくは主要工場で一括してコンサルティングを実施した例もあった。多くの場合、同じ企業の場合、衛生管理手順、HACCPシステム文書などの構成は共通となっており、一つの工場の対応方針が決まればほかの工場の対応方針も同様に考えることができた。ただし、資料作成者が工場の配置や製造ラインの違いなど、工場毎の特性を正しく把握していることが必要である。

制度そのものについて及びガイダンス附件4についての理解度は施設毎、担当者毎でばらつきがあると感じた。ほとんどの施設において中国の食品安全関連法規についての知識はなく、貿易担当者もしくは品質管理担当者が自分で調べて一部理解している程度と思われた。

ISO22000、FSSC22000の取得企業は多く、GMP、HACCP認証(地方自治体、民間含む)などを含めれば、ほぼすべての施設が何らかの衛生管理文書を持っていた。それらの管理文書を用いれば十分ガイダンス附件4の要求事項に対応できると考えられたが、特にISO22000、FSSC22000の管理文書はかなり膨大で、それをそのまますべて英訳して提出することは現実的に難しいと思われるケースが多くあった。そのため、管理体制や手順の概要を聞き取り、その内容を簡潔にまとめた説明文書作成をアドバイスした。HACCPシステムにおける危害要因分析表や小麦粉などの連続製粉方式のフローチャートはそれだけでA3判で20ページ以上にも及ぶものがあるなど、そのままでは提出資料とするのは不可能であった。

現地コンサルを実施した施設に関しては、その後アフターフォローとして相談対応及び文書の添削を繰り返し、変更承認申請まで導いた。しかし現地コンサルを1回実施しただけではその後自力で資料完成までは難しく、実施後のアフターフォロー及び文書添削は必要と考える。当初より施設

毎の状況を把握した上で継続してサポートを行い、変更承認申請まで導く必要があると想定しており、施設毎、企業に支援の専任担当者を決定して変更承認申請の提出まで同担当者が支援を継続する方法を採用したため、スムーズにサポートを行うことができた。

今回、現地コンサルを受けず独力でガイダンス附件4関連の資料作成をして提出した施設があるが、提出資料の完成度にはかなりの差があった。今後、事前審査の中で細かな修正などの指示を行う必要があると思われるが、一旦完成し英訳まで済ませた資料を修正することは負担が大きく、やはり資料作成に取り組む前段階での詳細な解説、作成方法のアドバイス等が重要である。

(研修会の状況)

一般従事者向け研修会では、食品衛生に関する知識があまり豊富ではない一般従業員を想定対象とし、基礎的な日本の食品衛生関連の法規、管理方法のおさらいと、中国の食品安全関連法規の紹介、比較を行い、中国向け食品の製造を行っている意識付けと、日ごろの衛生管理手順を遵守することで中国法規にも十分対応していることを説明した。(所要時間約20分程度)

管理者向け研修では、施設毎に製造している製品、製造工程の確認をした上で、その施設において確認、把握しておくべき法規、中国国家標準(GB)について詳細に解説を行い、担当者から理解できていない点などの質問に答えた。また今後登録を維持・更新していくために、施設登録の制度についても理解を深めてもらえるよう、新规定の概要なども併せて解説した。(所要時間2時間)

研修の実施・受講記録を各施設で作成し、ガイダンス附件4の対応資料とするよう案内をしたが、施設からは研修修了書のようなものの発行を希望する声が複数寄せられた。

(2) 検査支援

ガイダンス附件4「海外製造企業の登録条件及び対照チェックポイント」で要求されている衛生管理及び衛生管理文書の作成を既登録施設が行うために追加の検査分析を行う必要がある場合に、施設からの依頼に応じて検査・分析を支援した。

分析支援は令和4年11月22日から令和5年2月28日までの間(申込期間:令和4年9月16日～令和5年2月3日)に、21施設より申し込みを受け付け、合計36検体、延べ項目数236件を実施した。

(分析支援の実施状況)

今回、施設側の初動が遅く、現地コンサルの実施の中心が11月後半から12月となったため、分析支援依頼も大幅に遅れて開始となった。初動が遅れた理由を施設側に聞いてみたところ、附件4の要求事項への対応がそれほどボリュームのあるものではなく、既存の文書や認定書のコピーを提出すれば十分であるだろうと見込んでいた、中国国家標準(GB)で求められる分析項目をよく理解しておらず、すでに持っている証明書でカバーできると思っていた、担当者は早く対応が必要と分かっていたが、社内で理解が得られず、現地コンサル申し込みが遅れた、などであった。

当協会であらかじめ想定した分析項目は27項目で、農林水産省で認定を行う品目の各附件4の

要求事項の根拠となる中国国家標準（GB）等で求められる可能性のある項目を準備したが、実際には小麦粉などの穀類製粉工業製品と食用植物油を製造する施設からの分析支援申し込みが大半を占めた。そのため実施した項目は重金属類、汚染物質とマイコトキシンに集中した。製粉を行う多くの施設においては製品のマイコトキシン分析を自社で行うこと自体があまりないとのことであった。ベンゾ（a）ピレン、クロムの分析も日本国内ではなじみのない項目であるため依頼が多かった。また、当初想定していなかった使用水の硫酸イオン、包装材の規格試験の分析要望があり、弊会にて実施が可能であったため、事業担当課と相談の上追加で分析対応した。

（3）英訳支援

ガイダンス附件4「海外製造企業の登録条件及び対照チェックポイント」で要求されている資料を既登録施設が英訳を行うにあたり、施設からの依頼に応じて英訳を支援した。

英訳支援は令和5年1月20日から2月8日までの間（申込期間：令和4年9月16日～令和5年1月31日）に、13施設より申し込みを受け付け、和文文字数で合計約15万5千文字分の資料の英訳に対応した。

資料作成よりも、準備した文書の英訳が最も問題であるという施設もあり、現地コンサル、分析支援は不要で、和文資料の英訳支援のみの依頼もあった。

（英訳支援の状況）

多くの施設は現地コンサル実施後、まずは和文で資料作成に取り掛かり、添削・修正を繰り返して完成させたのちに英訳支援に移行していった。そのため英訳支援は大幅に開始が遅れ、1月下旬からのスタートとなり、短期間に依頼が集中した。

HACCP文書の危害要因分析表など、提出する予定の資料の文字数があまりにも多く、支援の上限の範囲内に収まらないという例もあった。文書全体を英訳するのではなく、必要部分のみを抽出して概要版を作成するなどの方法をアドバイスしたが、文書の構成上、一部のみを切り出すことが難しいとのことであった。やむなく英訳を希望する資料の内容を確認し、上限の範囲内の文書のみを受注し、残りについては施設自らで対応を検討してもらうことにした例もあった。

英訳にあたっては、業種による専門用語や、業界内だけの通名などの設備名、作業名称、固有名詞など、しばしば翻訳に困る場合があった。また下書きで作成した和文の文意が不明瞭であったり記録様式の記載などで省略された記述がある場合などは、都度施設側に意味を確認して対応した。

どの施設でも特に分析項目や衛生管理用語などなじみのない単語の入った文書の英訳に負担を感じているように見受けられた。

（4）説明動画の作成

農林水産省が作成・指定する新規定のリーフレット（kigyoutouroku2-39.pdf（maff.go.jp））及び指定品目以外の登録方法についてのリーフレット（kigyoutouroku3-19.pdf（maff.go.jp））を元に、それぞれのパンフレットの内容に対応する動画を作成した。動画は、前者については制度全体

の解説とし、後者について登録方法の実演を含め、新规定について初めて知った者が解りやすいよう、①アカウント作成編、②情報登録編の二つに分割する工夫をした。

また、(1) で開催した一般従事者向け研修会についても今後利用ができるよう、ライブ研修会とは別に動画コンテンツ化した。

動画は農林水産省公式チャンネルに掲載するために YouTube 掲載可能なファイル形式 (MPEG4) とし、以下の4つの動画ファイルを事業担当課へ納品した。添付資料5として作成動画 (表紙画像のみ) を添付する。

「中国向け輸出食品の製造等企業 (施設) 登録について」

「中国国際貿易シングルウインドウの操作方法解説①アカウント作成編」

「中国国際貿易シングルウインドウの操作方法解説②情報登録編」

「日本と中国の食品衛生_ (一般従事者向け研修会動画)

5. 事業の結果

本事業の実施により、既登録施設の資料作成を促進することに一定の成果を上げることができたと考える。

今回の支援対象である令和3年度に施設登録が終了した既登録施設においては、当時の登録申請要件にガイダンス附件4などの衛生管理要件はなく、またHS/CIQコードの分類も明らかになっていなかった経緯がある。指定品目のみを扱っている施設ではこれまでシングルウインドウの操作を自ら行う機会がほぼなく、そのため、今回の中国当局からの追加資料等の提出要請は、その理由、目的の理解が難しく、施設において対応に苦慮する内容となっていたと考えられる。

現地コンサルティングを実施するにあたっては、平行して先行実施していた令和4年度輸出環境整備推進委託事業 (輸出事業者登録推進事業 (中華人民共和国の輸入規制に対応するための体制整備実証調査事業)) において作成したガイダンス附件4の要求事項まとめ及び作成資料見本をもとに、施設が対応すべき事項の詳細を説明し、制度全体及びこれまでの経緯と併せて解説をすることでより全体像の理解を深めてもらえるようにした。

中国当局の要求はガイダンス附件4に関する資料の提出を追加で行うことであるが、ガイダンス附件4が求めている要件は、中国へ輸出する食品の製造施設が、中国の食品安全関連法規を遵守し、中国の規格に適した手順、環境、製品品質で製造していることの証跡となる資料、文書を提出することであり、提出された資料をもとに適切な衛生管理が行われているか審査することである。そのため、ガイダンス附件4要求事項への対応資料を作成するということは、施設において中国の食品安全関連法規をよく理解し、中国の衛生管理の要件を自社の衛生管理体制及び製造環境へ落とし込んで考えるという対応が必要になる。

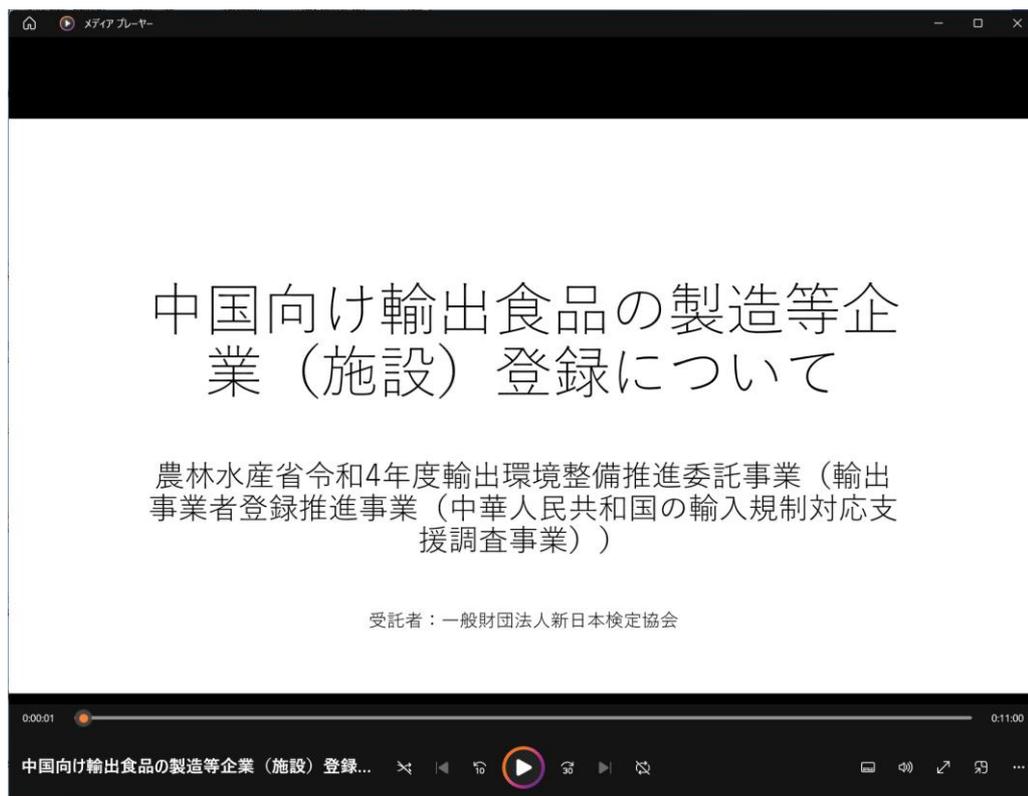
中国の衛生管理要件の主要な部分は、おおむね日本においても採用されているもので共通しており、中国の食品安全法規に関する教育研修の必要性、分析項目及び基準値の違いがある点などの中国特有の要求の部分に注意さえすれば、現状の衛生管理体制のままで中国の要求事項に十分対応することが可能である。ただし、ガイダンス附件4の要求は、体制、管理要件及び手法などの概要説明を求めるものが多く、提出資料が膨大にならないよう、内容を簡潔にまとめた説明文書を作成するといった対応が必要となる。

今後、新たに認定申請を行う施設においては、ガイドンス附件4への対応を中心にまずは制度全体について理解を深めてもらい、中国向け食品輸出に対応する体制整備をした上で認定申請に取り組んでもらうのが望ましい。

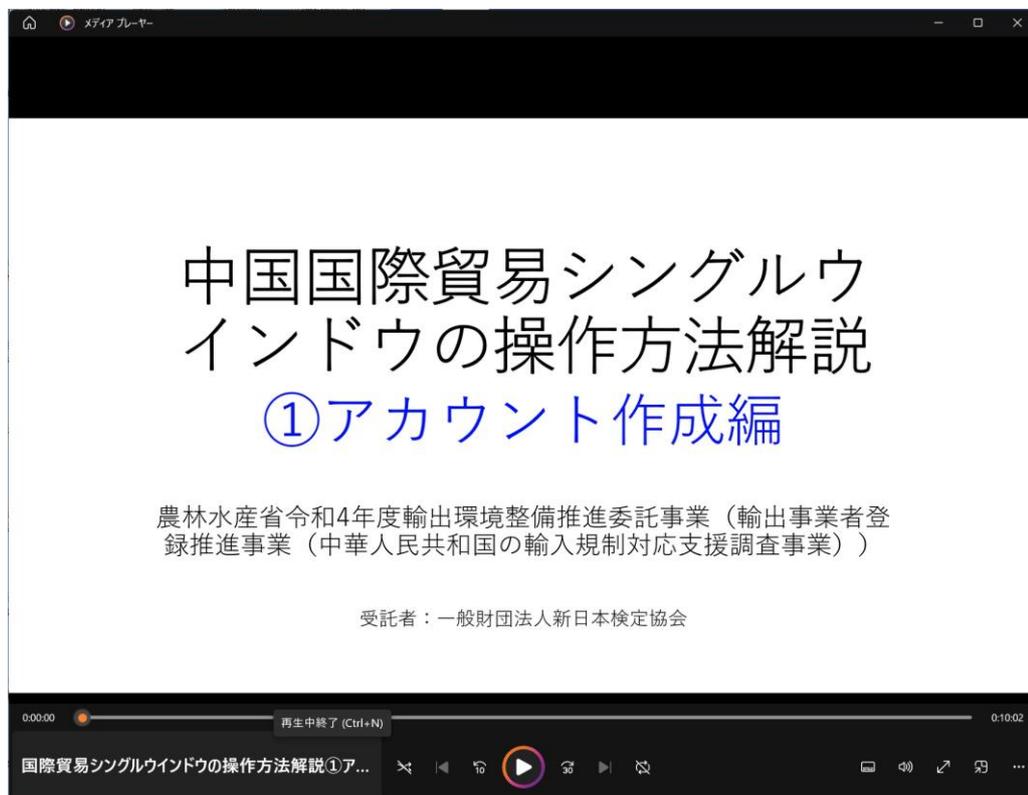
本報告書はこれから新たに認定申請を行う事業者の参考となるよう、ご活用いただきたい。

添付資料5：作成動画（表紙画像のみ）

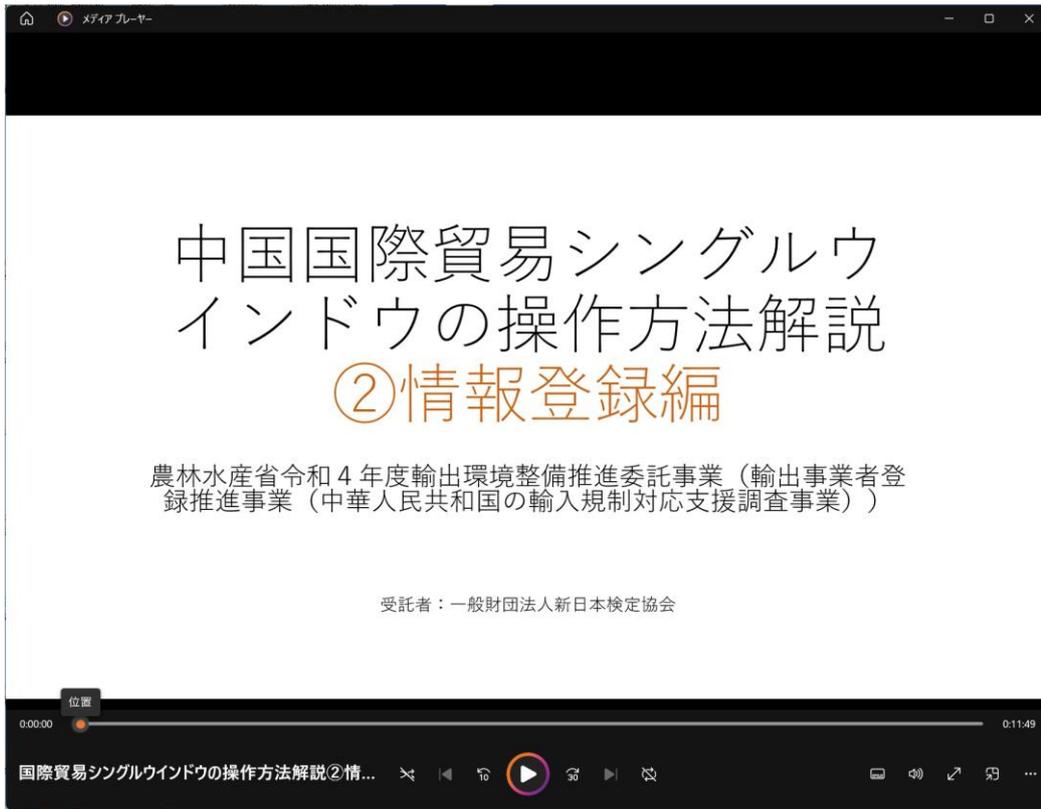
「中国向け輸出食品の製造等企業（施設）登録について」



「中国国際貿易シングルウィンドウの操作方法解説①アカウント作成編」



「中国国際貿易シングルウィンドウの操作方法解説②情報登録編」



「日本と中国の食品衛生_（一般従事者向け研修会動画）」

